

2018年1月25日 広報室会議承認

1 目的, 適用

(1) 本基準は, 日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が情報提供媒体として使用する公式SNS（Twitter, Instagram 及び Facebook）のアカウント（以下「日弁連公式SNS」という。）を運用するにあたっての, 利用者と日弁連との間の権利義務関係について定めることを目的とし, 利用者と日弁連との間の日弁連公式SNSに係る一切の關係に適用される。

(2) 日弁連公式SNSは以下のアカウントのとおりとする。

① Twitter

ア 日弁連 Twitter (@JFBAsns)

イ 日弁連災害復興支援 Twitter (@JFBAsaigai)

ウ 日弁連広報キャラクター「ジャフバ」 Twitter (@JFBAkouhou)

② Instagram

ア 日弁連広報キャラクター「ジャフバ」 (@JFBAkouhou)

③ Facebook

ア 日弁連司法試験合格者, 司法修習生, 若手弁護士向け採用情報
(<https://www.facebook.com/nichibenren.shushoku>)

イ 日弁連ひまわり中小企業センター
(<https://www.facebook.com/nichibenren.sme>)

2 基本方針

日弁連公式SNSは, 日弁連の取組, 行事の更新情報等を発信することを通じ, 利用者に日弁連の理解を深めていただくとともに, 利用者の利便性を高めることを目的とする。

3 発信する情報

日弁連公式SNSは以下の情報を発信する。

(1) 会長声明, 意見書等

(2) 日弁連が主催, 共催又は後援するイベント案内

(3) 上記(1)及び(2)の他, 日弁連の活動全般に関する情報

- (4) 災害復興支援に関する情報
- (5) 日弁連及び「ジャフバ」の認知度を上げるための情報
- (6) 司法試験合格者，司法修習生及び若手弁護士向けの就職関連情報
- (7) 中小企業支援に従事する弁護士及び中小企業事業者にとって有益な情報
- (8) 緊急時等における情報
- (9) その他日弁連が必要と判断した情報

4 免責事項

- (1) 日弁連は，利用者が日弁連公式SNSの情報をを用いて行う行為について責任を負わないものとする。
- (2) 日弁連は，利用者により投稿された日弁連公式SNSに対する，「リプライ」，「リツイート」，「コメント」等の書き込みについて責任を負わないものとする。
- (3) 日弁連は，日弁連公式SNSに関連して，利用者間又は利用者と第三者間で発生したトラブルや紛争について責任を負わないものとする。
- (4) 日弁連公式SNSから他のSNS等へのリンク又は他のSNS等から日弁連公式SNSへのリンクが提供されている場合でも，日弁連は，他のSNS等及びそこから得られる情報に関して責任を負わないものとする。
- (5) 日弁連は，日弁連公式SNSの運用の中断，停止，利用不能又は変更，アカウントの停止又は削除，利用者の書き込み又は情報の削除又は消失，日弁連公式SNSの利用に伴うデータの消失又は機器の故障若しくは損傷，その他日弁連公式SNSに関連して利用者が被った損害につき，日弁連の故意又は重大な過失に基づくものである場合を除き，責任を負わないものとする。

5 利用者による書き込みに係る基準等

利用者は，日弁連公式SNSの利用にあたり，以下のいずれかに該当する書き込みを行わないよう留意するものとする。利用者による書き込みが以下のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると日弁連が判断した場合，日弁連は，予告なく当該書き込みを削除するとともにアカウントのブロック等を行うことができる。

- ・法令，本基準等に違反するもの
- ・特定の個人，団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治，宗教活動を目的とするもの
- ・著作権，商標権，肖像権，プライバシーの権利，名誉など日弁連又は第三者の

知的所有権等の権利又は利益を侵害するもの（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含む。）

- ・ 広告，宣伝，勧誘，営業活動，その他営利を目的とするもの
- ・ 人種，思想，信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 犯罪行為に関連するもの
- ・ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・ 本人の承諾なく個人情報 を特定，開示，漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・ 他の利用者，第三者等になりすますもの
- ・ コンピューター・ウィルスその他の有害なプログラム等を含む情報を送信するもの
- ・ わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・ 日弁連による日弁連公式SNSの運営を妨害するもの
- ・ 日弁連の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・ 日弁連の発信する内容に関係ないもの
- ・ その他，不適切又は不当であると判断されるもの

6 アカウントの停止又は削除

SNSのシステム上の問題や運用に支障をきたす事態が発生するなど，日弁連公式SNSの全部若しくは一部を継続して運用することが困難となった場合，又は日弁連が日弁連公式SNSの全部若しくは一部の停止若しくは削除を必要と判断した場合は，日弁連は，アカウントを停止又は削除することができる。

7 運用基準の周知，変更

本基準の内容は日弁連ウェブサイトに掲載する。また，本基準は必要に応じて日弁連にて変更できるものとし，日弁連は，本基準を変更する旨及び変更後の本基準の内容並びにその効力発生時期を，日弁連ウェブサイトに掲載して本基準を変更するものとする。

8 準拠法及び管轄裁判所

本基準の準拠法は日本法とし，本基準に起因し又は関連する一切の紛争については，東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

9 その他

本基準に定めるもののほか，必要な事項は別途定める。

以上